# 特別養護老人ホーム ゆうすいのさと 利用料金表

## 事業所番号: 2590600181

令和5年6月1日 現在

【1割負扣】
--------

介護度	負担段階 -	基本介護負担(1割相当分)		居住費	食費	日額	月額(約)
		基本単位	利用料金①	2	3	1+2+3	(30日)
	第1段階			820円	300円	1,811円	54,330円
要介護1	第2段階		691円	820円	390円	1,901円	57,030円
	第3段階①	661単位		1,310円	650円	2,651円	79,530円
	第3段階②			1,310円	1,360円	3,361円	100,830円
	第4段階			2,600円	1,748円	5,039円	151,170円
	第1段階			820円	300円	1,883円	56,490円
	第2段階			820円	390円	1,973円	59,190円
要介護2	第3段階①	730単位	763円	1,310円	650円	2,723円	81,690円
	第3段階②			1,310円	1,360円	3,433円	102,990円
	第4段階			2,600円	1,748円	5,111円	153,330円
	第1段階		840円	820円	300円	1,960円	58,800円
	第2段階			820円	390円	2,050円	61,500円
要介護3	第3段階①	803単位		1,310円	650円	2,800円	84,000円
	第3段階②			1,310円	1,360円	3,510円	105,300円
	第4段階			2,600円	1,748円	5,188円	155,640円
	第1段階		914円	820円	300円	2,034円	61,020円
要介護4	第2段階			820円	390円	2,124円	63,720円
	第3段階①	874単位		1,310円	650円	2,874円	86,220円
	第3段階②			1,310円	1,360円	3,584円	107,520円
	第4段階			2,600円	1,748円	5,262円	157,860円
要介護5	第1段階	942単位	985円	820円	300円	2,105円	63,150円
	第2段階			820円	390円	2,195円	65,850円
	第3段階①			1,310円	650円	2,945円	88,350円
	第3段階②			1,310円	1,360円	3,655円	109,650円
	第4段階			2,600円	1,748円	5,333円	159,990円

※ 負担段階につきましては、各市町村の担当窓口へお問い合わせ下さい。

### 【2割負担】

	-					
介護度	基本介護負担	旦(2割相当分)	居住費	食費	日額	月額(約)
	基本単位    利用料金①		2	3	1+2+3	(30日)
要介護1	661単位	1,382円	2,600円	1,748円	5,730円	171,900円
要介護2	730単位	1,526円	2,600円	1,748円	5,874円	176,220円
要介護3	803単位	1,679円	2,600円	1,748円	6,027円	180,810円
要介護4	874単位	1,827円	2,600円	1,748円	6,175円	185,250円
要介護5	942単位	1,969円	2,600円	1,748円	6,317円	189,510円

## 【3割負担】

介護度	基本介護負担	旦(3割相当分)	居住費	食費	日額	月額(約)
17 護及	基本単位	利用料金①	2	3	1+2+3	(30日)
要介護1	661単位	2,073円	2,600円	1,748円	6,421円	192,630円
要介護2	730単位	2,289円	2,600円	1,748円	6,637円	199,110円
要介護3	803単位	2,518円	2,600円	1,748円	6,866円	205,980円
要介護4	874単位	2,740円	2,600円	1,748円	7,088円	212,640円
要介護5	942単位	2,953円	2,600円	1,748円	7,301円	219,030円

★ 加算合計内訳 ★ (基本的に全員対象の加算)

加算種類	単位数	加算内容		
看護体制加算(I)イ	12/日	常勤の看護師を1名以上配置。		
看護体制加算(Ⅱ)イ	23/日	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置。看護職員との連絡体制を24時間確保。		
日常生活継続支援加算Ⅱ	46/日	①前6ヶ月間又は前12ヶ月間における新規入所者の総数のうち要介護Ⅳ若しくは要介護 Vの割合が100分の70以上②前6ヶ月間又は前12ヶ月間における新規入所者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ以上の割合が100分の65以上①又は②に該当時		
科学的介護推進体制加算I	40/月 I	入所者ごとの心身状況(Ⅱは心身、疾病の状況等)の基本的な情報を、厚生労働省に扱 ていること。サービスの提供に当たっては、その情報等を適切かつ有効に活用している		
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50/月 Ⅱ	に加算。		
加算種類	加算内容			
介護職員処遇改善加算(I)	1ケ月あたりの総単位数にサービス別加算率(8.3%)を乗じて単価を乗じた負担割合に応じた負担(月額に上乗せとなります)			
介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護職員処遇改善加算(I)を除く1ヶ月あたりの総単位数にサービス別加算率(2.7%)を乗じて単価乗じた負担割合に応じた負担。(月額上乗せとなります)			
介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月あたりの総単位数にサービス別加算率(1.6%)を乗じて単価を乗じた負担割合に応じた負担(月客に上乗せとなります)			

#### ★ 該当する場合に加算 ★

★ 該当する場合に加算 ★ 加算種類	単位数	加算内容		
安全対策体制加算	20/入所時	施設が組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。(入所時の1回限り算定)		
初期加算	30/日	入所後30日に限り加算。入所後、30日以上の入院をされ再入所された場合も同様。		
入院·外泊時加算	246/日	入院・外泊時、利用者様のお部屋を確保しておくための加算。入院・外泊後6日間が対象。		
外泊時費用 (在宅サービスを利用した場合)	560/日	自宅への外泊時に在宅サービスを利用した場合。(1月につき6日を限度)		
栄養マネジメント強化加算	11/日	管理栄養士を常勤換算方式で入居者の数を50で除して得た数以上配置し、多職種が共同して栄養ケア計画を作成し、 入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に加算。		
療養食加算	6/回	医師により発行された食事箋に基づき療養食を提供。(1日につき3回を限度)		
自立支援促進加算	300/月	医師が入所者ごとに自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行い、支援計画を策定。定期的に多職種共同で 見直している場合に加算。		
個別機能訓練加算(I·Ⅱ)	12/日 I 20/月 II	入所者ごとに機能訓練指導員等が共同で個別機能訓練計画を作成し機能維持等の訓練を実施した場合。Ⅱ は当該計画書等を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たっては、その情報等を適切かつ有効に活用していること。		
生活機能向上連携加算(I・II)	100/3月 I 200/1月 II	外部との連携で個別機能訓練計画を作成した場合に加算。II は外部連携している者が訪問して行う場合に加算。但し、 個別機能訓練加算を算定している場合は I を算定せず、II の所定単位数を100単位として算定。		
ADL維持等加算(I・Ⅱ)	30/月 I 60/月 II	利用者の総数が10名以上であり、評価対象利用期間において、ADL値や要介護認定の状況等に応じて調整式で得られた値が1以上、II はその値が2以上の場合、12月に限り1月につき加算。		
若年性認知症入所者受入加算	120/日	65歳未満の認知症の方に適正なサービス提供を行った場合。		
精神科医師による療養指導	5/日	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上行っている場合。		
再入所時栄養連携加算	200/回	医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理の調整を行った場合。(1回限り)		
経口移行加算	28/日	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合に180日を限度に加算。		
経口維持加算(I·Ⅱ) 400 100		Ⅰ は著しい誤嚥が認められる方を対象、Ⅱ は誤嚥が認められる方を対象		
□腔衛生管理加算(I・II) 90/月 I 110/月 II		I は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上(3回以上は算定不可)実施した場合に加算 記同様、II は I に加え口腔衛生に関わる情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たっては、その情報 切かつ有効に活用していること。		
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ・Ⅱ)	3/月 I 13/月 Ⅱ	褥瘡発生を予防するため、定期的に評価し、その結果に基づき計画的に管理した場合。Ⅱは褥瘡発生がなかった場合。(併算不可)		
排せつ支援加算(I・Ⅲ・Ⅲ) 10 15 20		I は排せつ介護を要し、その状態が軽減すると医師等が判断した方に対して、支援計画の作成及び支援を行う。 $II$ は $I$ の要件に加え排尿・排便のどちらかの状態が悪化がない、又は、おむつなしに改善している場合。 $II$ は $II$ の要件をどちらも改善している場合。		
認知症専門ケア加算(I・II)	3/日 I 4/日 II	I は認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上で、認知症ケアに関する専門研修を修了した者を基準以上配置した場合に加算。ⅡはⅠの要件を満たし、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、認知症ケアの指導を実施。介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施。		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200/日	医師により認知症の行動・心理症状があり、在宅生活が困難であることから緊急入所が必要と判断され入所。(7日を限度)		
退所前訪問相談援助加算	460/日	入所中1回又は2回。		
退所後訪問相談援助加算	460/日	退所後1回を限度。		
退所時相談援助加算	400/日	退所後の相談援助を行い、必要な情報を提供した場合		
退所前連携加算	500/日	居宅介護支援事業所と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合。(1回を限度)		
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間)	650/回	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、入所者の診察を行った場合。 早朝:午前6時から午前8時まで 夜間:午後6時から午後10時まで		
配置医師緊急時対応加算(深夜) 1,300		平朝:十前0時から十前8時まで 夜间:十夜0時から十夜10時まで 深夜:午後10時から午前6時まで		
看取り介護加算(I)(死亡日以前31~45日) 72/日				
看取り介護加算(I) (死亡日以前4~30日) 144/日		医師により回復の見込みがないと判断され、入所者又はご家族が看取りを希望された場合。当施設、病院又は居宅に て亡くなられた場合、死亡以前30日を上限として加算。		
看取り介護加算(Ι) (死亡日前日、前々日)	680/日	※看取り介護開始後、病院・居宅で亡くなられた場合は、当施設を退所された日までの加算を請求させていたださ 死亡日が、退所日から月をまたぐ場合、ご請求が一月遅れます。		
取り介護加算(I)(死亡日当日) 1,280/日				
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前31~45日) 72/日		床体		
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日以前4~30日)	144/日	<ul><li>医師により回復の見込みがないと判断され、入所者又はご家族が看取りを希望され当施設にて亡くなられた場合において加算。</li><li>入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や</li></ul>		
看取り介護加算(II) (死亡日前日、前々日) 780/E		・ 人所名に対する案記時の注意事項や栃仏寺についての情報共有の方法及び唯日や時间帯ことの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて、配置医師と施設との間で具体的な取り決めがなされ、配置医師が施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保している場合。		
看取り介護加算(Ⅱ) (死亡日当日)	1,580/日	The state of the s		

※ その他の加算に関しては、体制が整い次第算定させて頂く可能性がありますのでご留意下さい。

#### ★ その他の料金 ★

大 ての他の杯並 大		
料金種類	費用	内容
理髮·美容代	実費	委託業者による
複写物の交付(税込)	10円/枚	1枚につき
電気器具の使用料(税抜)	50円/日	1機種につき
娯楽·行事費用	実費	材料代等
おやつ代(税込)	132円/日	午後3時のおやつの提供
貴重品管理費(税抜)	3,000円/月	年金・預金通帳・金融機関届出印・現金を当施設で管理する場合。
文書料(税抜)	300円/回	1通につき(入所証明書・領収書再発行など)
買い物代行費(税抜)	1,000円/月	買い物の代行費用

- ※ 介護保険サービス加算料金、その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。
- ※ 利用者のご希望に基づいて物品を購入する場合や利用者からの負担が適当であると認められるものは、実費をお支払い頂きます。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。